

Title	比律賓に漂着せる日本人に関する二文書
Sub Title	
Author	吉浦, 盛純(Yoshiura, Morizumi) Schilling, Dorotheus.
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.15, No.4 (1937. 2) ,p.75(587)- 84(596)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370200-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はしがき

幸田成友博士が高著「和蘭雜話」中の一文「デー・シリング師の新著を讀んでルイス・アルメイダを憶ふ。」に依つて本邦に紹介された「日本に於ける耶蘇會員の學制」の著者フランシスコ會の神父ドロテウス・シリング師 (P. Dorotheus Schilling O. F. M.) は、數年前から羅馬市内のアントニアノ大學内に起臥して、日本事情・日本語・其の他の講座を擔任し、内外幾多の雜誌等に論文を寄稿せられ、さうして日夜傳道史の研鑽に多忙の日をつづけて居られる。

師が數ヶ國の外國語に通曉して居られることや、日本の地理・歴史に對して該博なる智識を有して居られることは驚嘆の他はないが、又その眞劔なる研究的態度や、一絲亂れぬ純獨逸風の分類法・研究法等にも自然頭の下るのを覺ゆるのみである。

茲に送付する一文「比律賓に漂着せる日本人に關する二文書」は師との共同研究と云ふより、寧ろ大部分師の研究に成るもので、曾て師が西班牙バストラーナ修道院附屬文庫に於て發見せるマヌスクリプトを材料として作成したものである。一切の文責は勿論自分一個の負ふべきものであることを明にすると共に、日本側史料との比較研究により、より詳細なる史實闡明の日が一日も早からんことを、師と共に衷心期待して止まない。

一九三六年夏、羅馬に於て、

吉 浦 盛 純

比律賓に漂着せる日本人に關する一文書

ドロテウス・シリング

十七世紀の初め、マニラ及び其郊外に多數の日本人が居住して居たことは、一六〇一年一月二十二日附で、同地のフランシスコ會の宣教師が總督フランシスコ・テルレスから日本人の爲めの特別教會建立の許可を得てゐることに依つても察せられる。尤もこれ以前にマニラ郊外「ガラオ」には「慈みの處女」(英、Blessed Virgin)と稱する日本人の爲めの一教會が既に存在してゐた。

一六〇三年九月九日マニラの大司教ミハエル・デ・ベルナビデス(Michael de Bernavides)は、マニラと其郊外居住の日本人の教化事業を、擧げて同地のフランシスコ會教師に委任して居るが、これに依つても當時同會の教師が、居住日本人に對して特別の關心を有してゐたことが窺はれる。(Archivo Ibero-

Americano. Vol. I. Madrid, 1914. pp. 566-569. 參照)

一五九六年法王シスト五世の時、「大サン・グレゴリオ」(英、Saint Gregory the Great)なる名稱を以て呼ばれるに至つた比律賓諸島から、二千人以上のフランシスコ會宣教師が極東の諸國に送り出されてゐる。その貴重なる文庫は一八九六年西班牙人に對する比島人の反亂の際、散逸を蒙れるため、媽港々外のグリーン・アイランドのセミナリオに移され、一八九九年更に馬德里に送られたが、遂に一九〇四年西班牙トレド州のバストラーナ修道院に移されて現在に及んで居る。余は曾てこのバストラーナ修道院文庫に於ける涉獵研究の際、日本に關する幾多の興味ある文書を發見したが、次に記さんとする一七二二年及一七六四年の二回に亙り、マニラのフランシスコ會教師の救濟・援助を受けた漂流日本人に關する二文書もその中の一つである。

バストラーナ修道院文庫に於けるこの二文書の索引は Drawer 8 Bundle 2 で何れも未だ其のコピーの存在すら知られてゐないものである。一通には岡野三左衛門なる者の署名があるから便宜上岡野文書、他の一通にはフライ・ヨセフ・ヴェラルデの署名があるから之をヴェラルデ文書と呼ぶことにする。

(一) 岡野文書

縦三一〇ミリメートル、横二一五ミリメートルの四枚の西洋紙であるが、頁數や枚數の記載を缺く。

第一頁左隅上方には西班牙王フィリップ五世の封印、その右方には *Sello Quarto // Año de Mill Sete*

比律賓に漂着せる日本人に關する二文書(ドロテウス)

(五九)

七七

Cientos // y Doce (シリーズ四、一七二二年)とスタンプしてあり、其の下方に肉筆を以て七一二と書いてある。矢張り一七二二年の心算りであらう。更に右上方の隅には、*Mr. J. G. H. N. T. C.* (棚番號第九、引出第一、文書番號一六)と本文書の整理番號が記してあるが、現在のそれではない。西班牙人の手になる全部で十七行の西班牙語の岡野の請願書は其下方紙面の中央に在り、下方餘白の部分に岡野三左衛門の筆書の署名と花押とがある。(寫眞第一參照)

第二頁には何等の文字なく、第三頁目に可也の筆蹟で次のやうに七人の者の姓名がある。

田中玄羽野加見秀兼

宇賀之伊知子文

宇賀之參齊文

御母登

佐井女

宇賀之限多老

尾太代

右の中玄羽野加見は玄蕃頭、宇賀之は岡野、伊知子文は一右衛門(?)、參齊文は三左衛門、又限多老は源太郎等を以て宛て得べきかとも考へられるが、若し果して然りとせば、これ丈の筆蹟を有すること

、後述の岡野の身分から考へて、殊更に斯く書いたのは何等かの理由の存在を暗示するものと思はれる。
(寫眞第二參照)

第四頁と第五頁には何れも何等の文字なく、第六頁には墨で *Linage del Japan // Ucano* と記してある。日本人岡野の系圖の意味らしい。

さて第一頁の岡野の請願書は大體次のやうなものである。

正しき航路を失ひて此の島に漂着せる日本人岡野三左衛門は、掟の定むるところに遵ひて、自ら太守の面前に出頭し、一定の方式により其の提出せる(岡野の主君たる)王の文書によりて明白なるが如く、王の命により日本國筑後(註、參照)の町より一隻の船に乗じ、二日の航程を要する長崎に向ひ航行せる處、即夜闇中に於て暴風雨に遭遇して舵を折られ、翌朝已に正しき舟路を失ひて大洋の中に在ることを知りたるが、遂に一行と共に此の地に來れり。日本の一大主君の子にして又最も高貴なる家柄とも血縁の間柄なる請願者(岡野)は、茲に一同と共に如何なる船にてもよし、又縦ひ支那を経由するも厭はざるにつき、太守の厚意と援護とを得て、日本への歸國許可を得んことを懇願す。

若し幸にして閣下の大いなる仁慈と恩恵とを受け得るに於ては、請願者たる余の主君は永く太守閣下の仁恵を徳とすべし。

岡野三左衛門(花押)

註。西語原文には *Viniendo de la ciudad de Siemgo* とあれども、かゝる名前を有する町なきと、又長崎迄の航程等より考へ、筑後とすること蓋し妥當なるべし。

アゴスチーノ派の教師にして又史家たるジュアン・デ・ラ・コンセプション (*Juan de la Concepcion*) の著なる「比律賓島史」 (*Historia Generale de Philipinas* 第一四卷、第三四四頁) に依れば、岡野のこの請願は聽許さるゝところとなり、且つ自然法・國際慣習に従つて、支那經由又はその他の方法により、日本への歸航を容易ならしむるため、あらゆる便宜が給與されたと云ふ。然し一行の者が全部歸國したのでなく、比律賓に残留した幾人かは政廳に出頭した上、水兵として働くこととなり、一個月の給料として十二「レアレス」の他米一「カバン」を受けた。「カバン」は當時比律賓に於ける量目で、現在の七立半に相當する。彼等は生涯毎月これだけの支給を受けた。残留組の中で最後迄生存したのは一七五二年に死んだヴィチエンテ・ピメンテル (*Vicente Pimentel*) なる者であつた。

(二) ヴェラルデ文書

本文書は縦三〇一ミリメートル、横二〇三ミリメートルの二枚の支那紙で、頁數や枚數の記入なく、テキストは一頁から三頁迄に互つてゐる。

第一頁にある七六四なる索引番號は、暫らくマニラのフランシスカン文庫員として働いたフェリス・

ウエルタ (Felis Huerta) の筆である。本文書の内容も亦岡野文書と同じく、請願の性質を有するもので、日附は一七六四年十月五日「デラオ」に於て、となつてゐる。本文の文字はヴェラルデ自身のものでなく、彼の書記又は筆生の手になるものであり、只朱書及署名だけは疑ひなく彼のものである。

前記フェリス・ウエルタの作にして有名な肉筆本 *Neogigia de todas los religiosos que ha tenido esta Santa y apostolica Provincia de San Gregorio Magno de Filipinas desde sa fundacion hasta nuestros dias* (比律賓大サン・グレゴリオ管區の創設より現在までの總ての教師の過去帖) (バストラーナ文庫所藏) 第二卷(二四四頁)、第一七二二の記事に依れば、ヨセフ・ヴェラルデは西班牙シエルラバンド (Sierrapando、一八世紀には尙ブルゴス教區に屬せり。) に生れた平僧 (Lay-brother) であつた。比律賓に渡航し來つたのは一七五九年で、一八〇〇年九月七日七十三歳で歸天してゐる。

所謂ヴェラルド文書の内容は次の通りである。

吾等が最も愛する管區長竝に畏敬する事務係へ。

神聖なる管區の會計係員神弟ヨセフ・ヴェラルデは膝まづきで申述べ奉る。即ち一七六二年日本人十四人、此の島に來着せる時、敬愛する管區長貌下は、政府が彼等を給養するための若干の金錢を支出するに至るまで、一時管區の喜捨金を以て之を扶養すべきことを余に命じ給ひたり。然るに政府は

比律賓に漂着せる日本人に關する二文書 (ドロテウス)

右金錢の支出方を拒否したるため、既に洗禮を受けんことをさへ決心せる之等日本人は、州より何等の保護及び救助を受くること能はざるに至りぬ。

數年前比律賓太守閣下は、遺棄せられたる日本人及び支那人幼兒救済のために設置せられたる「ミゼリコルデア」慈善事業は、その日本人幼兒の分に宛てられたる費用を以て、この土地に於て洗禮を受くる之等日本人を扶養すべき旨の令を發し給へり。抑々「ミゼリコルデア」の慈善事業は本管區に所屬し、二千三百九十二「ペソ」を所有す。而して右額中一千二百六十六「ペソ」は媽港に、殘額はマニラ事務局に存す。支那に於ける扶養兒童の數決して多からざることは、曾て管區傳道委員たる一神弟が、支那にて現在扶養を受くる者は僅に女兒三名に過ぎざるを以て、現在の割當額は優に今後十年間彼等を扶養するに足るべしと確言せる通りなり。

事情右の如きなるを以て、余は畏敬する事務係が、マニラに残されたる前記殘額を之等同情すべき大人の爲に使用し得るやう下命・措置せられんことを陳情し奉るものなり。

デラオに於て、一七六四年十月五日

汝の慈愛のいとも小さき僕なる、フライ・ヨセフ・ヴェラルデ

(ヴェラルデは初め Berarde とありたるを後 Verarde と朱書訂正しあり。)

陳情書は之で終つて居るが、一行十四人の漂着前後の事情や、その氏名・身分等が判然しないのは頗る遺憾であるが、余は日本側の史料の探索に依つて、詳細なる史實の闡明せらるべき日の一日も早くからんことを祈るものである。

因に本陳情書中に見ゆる「ミゼリコルディア」の慈善事業と云ふのは、彼の有名な伊太利の宣教師ジョバンニ・バッチスタ・シドッチが日本へ潛入の前年、一七〇七年にマニラに創設したものであることは、マドリッド史學院文庫所藏マヌスクリプト(Papelos Varios de Jesuitas. Vol. 141. no.4)に記載されてある。此のマヌスクリプトに依れば、支那及び日本に於けるフランシスコ會の傳道の爲め、毎年千六百ペソが宛てられたが、これは主として遺棄せられた小兒の救濟事業に使用され、之等小兒は特別のコレツヂョの中で養育され教育されることになつてゐた。そして右目的の爲めに此の千六百ペソの使用が不能の場合は、イエルサレムに於ける加特力アルメニア人のコレツヂョの費用に振向けられた。

此の他一七五三年六月八日にも日本人十五名が同じく比律賓に漂着したことがある。此の時彼等はマニラ郊外デラオのフランシスコ會教師と州政府とに依つて扶養されたが、その顛末は前出ジュアン・デ・ラ・コンセプシヨンの「比律賓島史」(第一四卷、自三四二頁至三四七頁)に記載されて居る。

十六世紀から十七世紀に亙る日本に於ける傳道の際、日本各地の病院や癩病院で不幸な病者・癩患者

等の療養・救済に輝やかしい人道的貢獻をしたフランシスコ會教師は、かうして比律賓に漂着した不幸な同胞の幾群かに對しても、同じく特別の關心を以て之が扶養と救援とに努力したのである。